

○豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和5年3月29日教育委員会規則第4号

改正

令和6年4月23日教育委員会規則第5号

豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき豊見城市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(通称)

第2条 協議会の通称は、「コミュニティ・スクール協議会」とする。

(協議会の役割)

第3条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関として、豊見城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、地域住民等の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、協議会を設置することが適当と認める学校（以下「対象学校」という。）ごとに協議会を設置する。ただし、2以上の対象学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合は、2以上の対象学校について一の協議会を設置する。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校の校長、対象学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）の意見を聴くものとする。

(委員)

第5条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合には、速やかに新たな委員を委嘱又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第12条第1項又は第2項の規定による意見の申出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。
- 4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第11条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
 - (2) 学校経営計画に関する事項
 - (3) 組織編制に関する事項
 - (4) 学校予算の執行に関する事項
 - (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事項
 - (6) その他教育委員会が協議会の承認が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
 - 3 第1項の承認が得られない場合は、対象学校の校長は、委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、同項の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第12条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して次に掲げる事項について、教育委員会を経由して沖縄県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）

(2) 対象学校の教育上の課題の解決を図るために必要な事項

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第13条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(地域住民等の参画の促進及び情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めるとともに、参画が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果について情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を常に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第10条の規定に違反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(協議会の庶務)

第18条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月23日教育委員会規則第5号)

この規則は、令和6年5月1日から施行する。